## 18 食品衛生

# 

#### (1)食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

県で毎年度策定する監視指導計画に基づき、許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。なお、平成30年度は、表1の監視指導の他、福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会における食品衛生確保のため、宿泊施設の調理施設や弁当調製施設、大会会場の臨時の営業施設等の監視指導を実施しました。

#### (2)食品衛生関係許可事務

食品衛生法および福井県食品衛生条例に基づく新規許可、継続許可および変更・廃止手続きおよびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

	項 目			30年度			294	F度	284	F度
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(2) 営	許可於	拖設数	廃	監	(2) 営	監	(2) 営	監
	業種	(年度末) 営業施設数	継続	新規	廃業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数
飲	一般食堂・レストラン等	1,113	151	91	75	483	1,097	497	1,098	573
飲食店営業	仕出し屋・弁当屋	465	58	38	31	237	458	218	436	285
一片	旅館	76	15	3	4	63	77	59	78	50
業	その他	2,309	257	245	259	945	2,323	932	2,336	1,101
菓子	-(パンを含む。)製造業	495	57	53	39	250	481	192	463	226
乳処	<u>」</u> 理業	1	0	0	0	1	1	1	1	1
	]牛乳さく取業	-	_	-	_	-	_	_	_	-
	<b>L</b> 品製造業	6	0	0	0	1	6	3	6	5
集乳		_	_	_	_	_	_	_	_	_
	`類販売業	450	55	27	37	202	460	260	434	279
	<u>、類せり売り営業</u>	2	0	0	0	2	2	5	2	6
	ねり製品製造業	3	3	0	0	6	3	3	3	2
	の冷凍又は冷蔵業	27	1	3	1	23	25	19	23	16
	詰又はびん詰食品製造業	6	0	1	0	6	5	4	4	3
	店営業	729	70	25	40	45	744	47	773	73
	類製造業	3	2	0	0	4	3	2	3	1
	スクリーム類製造業	93	8	6	5	40	92	41	89	51
	販売業	673	99	44	50	211	679	170	698	175
-	9処理業	36	6	1	1	24	36	34	39	30
	]販売業	402	52	35	27	190	394	199	375	194
	]製品製造業	4	1	0	0	4	4	2	4	3
乳酸	· 菌飲料製造業	1	0	0	0	0	1	1	1	1

食用油脂製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_
マーカ・リン又はショートニング製造業	ı	-	_	_	-	ı	_	ı	_
みそ製造業	16	4	2	3	17	17	8	15	7
醤油製造業	12	4	0	1	10	13	7	13	13
ソース製造業	21	0	9	0	14	12	6	10	2
酒類製造業	18	7	0	0	10	18	1	18	6
豆腐製造業	26	4	0	2	12	28	13	28	19
納豆製造業	3	0	0	0	1	3	2	3	2
めん類製造業	35	8	2	1	24	34	25	34	27
そうざい製造業	168	19	12	12	104	168	141	163	144
添加物製造業	1	0	0	0	0	1	1	1	0
食品の放射線照射業	_	_	_	_	_	-	_	-	-
清涼飲料水製造業	10	2	1	0	8	9	7	9	5
氷雪製造業	3	0	0	0	1	3	1	3	2
氷雪販売業	2	0	0	1	1	3	4	3	7
計	7,209	883	598	589	2,939	7,200	2,905	7,166	3,309

## 表2 福井県食品衛生条例に基づく営業施設数・監視指導の状況

	 項 目			30年	度		29年	度	28年	度
	× -	(年度末)	許可 施記	· 登録 设数	廃業	監視	(年度末)	監視	(年度末)	監視
	業種	(年度末) 営業施設数	継続	新規	廃業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数
	魚介類加工業	48	6	4	4	29	48	41	50	29
許可	漬物製造業	45	9	7	1	24	39	20	38	12
	小 計		15	11	5	53	87	61	88	41
登録	登録 魚介類行商営業		1	0	1	0	23	3	23	6
	計	115	16	11	6	53	110	64	111	47

## 表3 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数・監視指導の状況

		30年	F度	294	丰度	284	丰度
	業種	年度末 監視 施設数 指導数		年度末 施設数	監視 指導数	年度末 施設数	監視 指導数
給	学 校	60	57	60	57	61	116
食	病院·診療所	49	21	50	25	49	44
施	事業所	6	1	8	1	4	4
設	その他	158	35	161	106	161	176
その	D他	1,773	449	1,749	427	1,762	426
	計	2,046	563	2,028	616	2,040	766

#### (3)食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に県内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。平成30年度の検査件数は182件、そのうち不適合件数11件については、速やかに改善したことを確認しています。

表4 食品収去検査の状況

304	<del></del> 年度	294	<u>年度</u>	28年度			
検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数		
182	182 11		14	186	5		

## 2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

## (1)食品衛生講習会の開催

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした定期の講習会だけでなく、一般消費者からの依頼に応じた講習会を実施し、総受講者数は3,865名でした。

表5 食品衛生講習会の実施状況

304	 年度	294	年度	28年度		
実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	
73	3,865	69	3,796	68	4,175	

#### (2)自主管理プログラム認証制度の取得推進

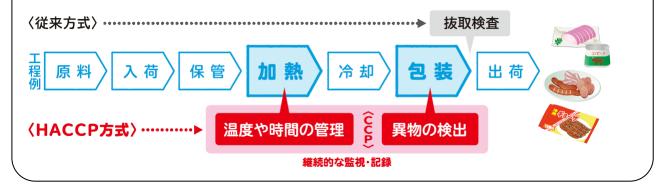
平成17年度から、HACCPの手法(次ページコラム欄参照)を取り入れた福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度の取得を促進しており、平成30年度は新たに4施設が認証を取得しました。その結果、認証施設数は計57施設(14業種)となりました。

表6 認証施設の状況

304	 年度	294	 年度	28年度		
新規認証数 年度末 認証施設数		新規認証数	年度末 認証施設数	新規認証数	年度末 認証施設数	
4	57 (14業種)	2	53 (13業種)	1	51 (12業種)	

## \*HACCP(ハサップ:Hazard Analysis Critical Control Point)

米国航空宇宙局(NASA)により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき基準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



## 3 食品による健康被害等に関する対応

## (1)食中毒に関する調査(食品衛生法第56条等)

平成30年度の管内の食中毒発生は4件で、病因物質は下表のとおり多岐にわたりました。

表7 食中毒発生の状況

年度	件数	発生日	患者数/ 摂食者数	原因食品	病因物質
		H30.8.27	1/1	福井市内の飲食店(仕出し弁当)が提供した食事	アニサキス
30	4	H30.9.29	4/107	福井市内の飲食店(社交飲食)が提供した食事	腸管出血性大腸菌O157
30	4	H30.10.1	3/21	福井市内の飲食店(食堂)および飲食店(軽食)が提供した食事	カンピロバクター
		H30.10.25	2/2	福井市内の飲食店(食堂)が調製した食事	アニサキス
		H29.4.16	3/21	福井市内の飲食店(料理)が調製した弁当	ロタウイルス
		H29.5.4	2/12	福井市内の飲食店(すし)が提供した食事	ノロウイルス
29	5	H29.5.25	1/2	福井市内の飲食店(社交飲食)が提供した食事	アニサキス
		H29.10.9	15/不明	福井市内のイベントで飲食店(軽食)が提供した食事	サルモネラ菌
		H29.12.9	16/37	福井市内の飲食店(食堂)が調製した弁当	ウエルシュ菌
		H28.4.21	6/16	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス
28	3	H28.12.22	2/21	福井市内の飲食店(すし)が提供した食事	ノロウイルス
		H29.1.31	3/49	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス

## (2)食品による健康被害等に関する行政処分(食品衛生法第54条等)

平成30年度は、被害の拡大防止・原因究明および再発防止を図るために、食品衛生法に基づく行政処分として、表7の食中毒原因施設5件の営業者に対して営業停止命令を行いました。

表8 行政処分の状況

2(- 137770	73 · • D 1/// C					
項目			処 分	件数		
年度	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
30年度			5			
29年度			5		2	
28年度			3			

#### (3)一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談および喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は4,496件あり、このうち、有症苦情は56件、異物混入の相談が21件でした。

表9 食品関係相談の状況

	30年度			29年度			28年度	
相談件数			相談件数			相談件数		
	有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入
4,496	56	21	3,989	55	18	4,316	84	12

## 4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

## (1)試験

平成30年6月10日(日)に県立大学(福井キャンパスおよび小浜キャンパス)で実施しました。当センター管内については、調理師試験は受験者数78名中合格者34名、製菓衛生師試験は受験者数15名中合格者4名でした。

#### (2)免許申請

年度内に処理した調理師免許申請は134件(新規80、再交付23、書換31)であり、製菓 衛生師免許申請は 11件(新規10、再交付0、書換1)でした。

表10 調理師・製菓衛生師試験・免許事務の状況

	NOTE: AND THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE P													
項目				調理師	Ī			製菓衛生師						
	試験 免許申請						試験			免許申請				
年度	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計
30年度	78	34	43.6	80	23	31	134	15	4	26.7	10	0	1	11
29年度	82	60	73.2	95	15	17	127	12	10	83.3	11	0	2	13
28年度	86	49	57.0	105	24	27	156	21	10	47.6	19	0	0	19

## 19 動物愛護管理業務

## 動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業および一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設の第二種動物取扱業に対して監視等を行っています。

## 表1 第一種動物取扱業登録施設数・監視指導の状況

左连	施設数		業種内訳							
年度 	他改数	販売	保管	貸出	訓練	展示	監視指導数			
30年度	76	33	56	1	5	10	127			
29年度	75	33	52	2	4	8	84			
28年度	73	36	47	2	3	9	78			

#### 表2 第二種動物取扱業届出施設数・監視指導の状況

	施設数					
	他改数	譲り渡し	保管	貸出	展示	監視指導数
30年度	5	2	1	1	3	10
29年度	6	2	1	1	4	8
28年度	6	4	1	1	4	6

## 表3 特定動物飼養許可施設数・監視指導の状況

年度	施設数	動物種	頭数	監視指導数
30年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	20 頭	1
29年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1
28年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1

## 20 環境衛生

## 1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館62施設に対して監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

項[			30年	度		29호	F度	28호	F度
業種		(年度末)営業施設数	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	(年度末)	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数
理容所		322	5	6	14	324	119	338	43
美容所		749	37	23	140	738	62	721	112
	洗濯所	87	0	2	79	89	23	87	69
クリーニング所	取次所	268	9	10	6	268	5	273	3
公衆浴場	普通	9	0	1	4	10	1	10	5
公外/台場 	特殊	42	1	1	7	40	18	40	8
	ホテル	27	0	1	25	26	20	27	6
	旅館	81	0	2	23	83	25	83	4
旅館	簡易宿所	48	2	0	4	47	15	43	8
	下宿	_	_	_	_	_	_	_	_
	特例	0(5)	5	5	1	0	3	0	3
常設		22	0	0	0	22	0	23	5
興行場	仮設	_	_	-	_	_	_	_	_
計		1,660	59	46	303	1,647	65	1,645	266

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

## 2 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に 係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、 管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数・浄化槽工事業届出の状況

項目 年度	浄 化 槽 設置基数	工事業 (届出件数)	工事業(登録件数)	保守点検業 (登録件数)
30年度	13,221	151	0	6
29年度	17,337	151	0	6
28年度	20,633	151	0	6

## 3 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。 法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水については、平成25年4月1日から市 町へ事務が移譲されています。

表3 水道施設数・監視指導の状況

業種	上水:	道 ※	簡易	水道	飲料水信	<b>共給施設</b>		
	施設数	監視指導	施設数	監視指導	施設数	監視指導		
年度	(年度末)	施設数	(年度末)	施設数	(年度末)	施設数		
30年度	2	1	30	30	23	23		
29年度	2	1	30	30	23	23		
28年度	2	1	30	30	23	23		

<sup>※</sup>上水道は福井市と永平寺町の2施設あるが、福井市は国の所管となる。

## 4 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定 建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。平成30年度の監視指導数は28件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表4 特定建築物施設数・監視指導の状況

左曲	304	丰度	294	丰度	284	年度
年度	施設数	監視指導	施設数	監視指導	施設数	監視指導
性別	(年度末)	施設数	(年度末)	施設数	(年度末)	施設数
興行場	1	0	1	0	1	0
百貨店	7	5	7	0	7	0
店舗	24	5	22	11	22	8
事務所	50	16	49	9	48	11
学校	12	1	12	2	12	0
旅館	17	1	17	6	17	6
その他	16	0	17	0	17	1
計	127	28	125	28	124	26

## 表5 建築物衛生管理業登録の状況

数。										
	30年度	29年度	28年度							
種別	登録件数	登録件数	登録件数							
	(年度末)	(年度末)	(年度末)							
清掃業	9	10	10							
空気環境測定業	4	5	4							
飲料水貯水槽清掃業	18	18	18							
ねずみ昆虫等防除業	12	12	12							
飲料水水質検査業	3	3	3							
排水管清掃業	3	3	3							
環境衛生総合管理業	11	10	10							
計	60	61	60							

## 5 温泉関係施設に対する監視指導

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。平成30年度の監視指導数は、温泉利用施設3件でした。

表6 温泉施設数・監視指導の状況

種別	源	泉	浴用	許可	飲用許可		
	施設数 監視指導		施設数	監視指導	施設数	監視指導	
年度	(年度末)	(年度末) 施設数		施設数	(年度末)	施設数	
30年度	20	0	32	3	5	0	
29年度	20	1	28	7	5	1	
28年度	20	0	26	11	4	0	

## 6 遊泳用プールの衛生管理の徹底

16件の対象施設に対し、国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表7 プール施設数・監視指導の状況

	施設数 (年度末)	うち休業数	監視対象 施設数	監視指導施設数
30年度	16	0	16	16
29年度	17	2	15	15
28年度	17	3	14	14

**<参考>墓地・埋葬等関係:**法改正により、平成24年4月1日から市町へ事務移譲済み。

## 21 廃棄物

## 1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要となっています。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町村が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設などで処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

#### 表1 廃棄物関係許可:施設数

(平成31年3月31日現在)

市町	産業廃棄	物処理業	産業廃棄物	一般廃棄物	計	
1 1 ш]	収集運搬業	処 分 業	処理施設	処理施設		
福井市	331 (9)	45 (3)	31	13	420	
永平寺町	22 ( 0)	2 (0)	2	0	26	
管 外	360 (56)	2 (0)	_	_	362	
計	713 (65)	49 (3)	33	13	808	

注( )内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

#### 表2 廃棄物関係許可・施設数の年度推移

年度	産業廃棄物	処理業許可	産業廃棄物	一般廃棄物	計	
十	収集運搬業	処 分 業	処理施設	処理施設	āl	
平成 30 年度	713 (65)	49 ( 3)	33	13	808	
平成 29 年度	679 (63)	52 (3)	33	13	777	
平成 28 年度	655 (57)	50 (3)	33	12	750	

注()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

## 2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

表3 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の推移

			収集選	<b>重搬業</b>			処り	) 業			
年度		計	F可申討	青	届出	計	许可申詞	青	昆山	処理施設 許可·届出	計
	新規	更新	変更	囲出	新規	更新	変更	届出			
平成 3	10 年度	46	111	3	673	3	12	0	38	32	918
平成 2	9 年度	45	93	13	633	1	8	2	26	13	834
平成 2	!8 年度	45	94	15	566	1	8	1	38	27	795

## 3 廃棄物に関する監視指導

#### (1) 産業廃棄物処理業等に対する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却や不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導を行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続して実施しています。

表4 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移

区分	年度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	平成 30 年度	408	325	160	893
立入検査	平成 29 年度	315	278	171	764
	平成 28 年度	319	304	162	785

#### (2) その他の監視指導

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する使用されなくなった変圧器(トランス)やコンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の保管施設に立入検査を行い、保管状況を確認するとともに、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で処分期限が定められていることから、早期の処分を行うよう指導しています。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき登録や許可を受けている引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の施設への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理に係る指導を行っています。

## 4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み

当センターでは、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会 (事務局 当センター)
(構成)福井市、永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、 漁業協同組合、福井県産業廃棄物協会、当センター

#### (1) 不法投棄物の撤去について

不法投棄は、投棄者が不明な場合が多く、投棄物の撤去は土地所有者に大きな負担となり、 撤去が困難化して放置状態になるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。

また、生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、福井地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業廃棄物協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去支援を行っています。

#### (2) 不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

#### (3) 産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、委託契約を締結し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するなどの義務があります。

当センターでは、これらの委託契約などの手続きを分かり易く周知するため、平成 30 年 10 月 31 日に中小規模の排出事業者を対象とした「産業廃棄物処理基礎講座」を開催し、151 名の方々が参加しました。

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、水質、大気等の環境調査などに取り組んでいます。

## 1 公害関係法令

「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づく届出に対し、その内容が適切か審査するとともに、事業場への立入検査を行い、施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。

#### 表1 各法令に基づく届出工場・事業場数

(平成31年3月31日現在)

公害関係届出対象工場·事業場	福井市	永平寺町	計
大気汚染防止法対象工場·事業場 (電気·ガス事業法/VOC)	250 (101/2)	12 (5/0)	262 (106/2)
水質汚濁防止法対象工場·事業場	- ※	32	32
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	15	2	17
公害防止管理者選任工場·事業場	19	0	19
福井県公害防止条例に規定する特定工場	12	0	12
福井県公害防止条例特定施設設置工場·事業場	31	1	32
公害防止管理責任者選任工場·事業場	88	9	97

<sup>※</sup>水質汚濁防止法については福井市が所管

## 表2 公害関係苦情の発生件数

市町	年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振動	悪臭	その他	計
福井市	平成 30 年度	3	1	2	0	0	7	13
	平成 29 年度	4	0	1	0	0	6	11
永平寺町	平成 30 年度	1	1	0	0	0	0	2
水平分叫	平成 29 年度	0	6	0	0	0	0	6
=1	平成 30 年度	4	2	2	0	0	7	15
計	平成 29 年度	4	6	1	0	0	6	17

## 2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。また、建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されるアスベスト廃棄物の適正処理について、事前に計画を確認するとともに、立入検査により作業場の隔離・養生等が適切かどうか確認を行い、健康被害の発生防止に努めています。

表3 公害関係事業場等立入検査件数 (平成30年度)

市町	大気汚染防止法 ばい煙発生施設	水質汚濁防止法 特定工場	ダイオキシン類 特定施設	公害防止条例 特定工場	アスベスト 排出等作業
福井市	55	-*	39	14	41
永平寺町	2	7	4	0	5
計	57	7	43	14	46

<sup>※</sup>水質汚濁防止法については福井市が所管

### 3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を 実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するた めの汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

## 4 地盤沈下の防止

県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積19.6cm<sup>2</sup>以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

また、「福井県地盤沈下対策要綱」では、過去に著しい地盤沈下が観測された福井市南部地域について、地下水の揚水抑制などの指導を行っています。

## 5 フロン類の排出抑制の推進

業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器を整備・廃棄する際には、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づいて冷媒フロン類の充填、回収が行われています。これらの充填、回収を業として行う第一種フロン類充填回収業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。

当センターでは、事業者が適切な資格や装置を有しているかなどについて登録審査を行うとと もに、登録事業者への監視指導を行っています。

### 表4 フロン排出抑制法に基づく登録事業者数 (平成31年3月31日現在)

第一種フロン類充填回収業者 241
-------------------